

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク(大雨・台風) (出典：指宿市強靱化地域計画)

指宿市の過去の気象災害のうち、特に被害が大きいのは大雨及び台風である。これは6～8月にかけて年間降雨量の約半分を占めるような大雨が降ることが多く、また台風による災害が大きいのは、台風が薩摩半島の西方海上を北上した時で、ほとんどが暴風雨に加えて高潮を伴う危険性が高いため満潮時に接近する場合、海岸地帯は高潮に対する警戒も必要である。

大雨の発現を季節や要因別に分けると4～5月の低気圧によるもの、6～7月の梅雨前線によるもの、8～10月の台風によるものに分けられるが、特に水害を起こすような大雨は梅雨期、台風期に多くなり低気圧の東進によって前線が北上する場合に豪雨になりやすく、河川の増水やがけ崩れに対する警戒が必要となる。

なお、台風や集中豪雨等による浸水範囲については、当市において過去最大を記録した2000年6月25日の豪雨(日最大1時間降雨量78mm)と同様の降雨量があった場合、20cm～50cm程度浸水すると予測される区域が海岸部や川沿いに存在し、土砂災害危険箇所についてはがけ崩れ、土石流、地すべり等が発生した場合に被害を受ける恐れのある区域が山間部などに存在している。

(地震・津波・火山) (出典：指宿市強靱化地域計画)

当市では、近く発生が予想されている南海トラフ地震後の津波による人的被害、種子島東方沖地震での建物等の倒壊被害が最も多くなると想定されている。南海トラフ地震は、最大震度5強、死者数20人、避難者数1,200人建物被害全壊180棟、半壊830棟、最大津波高4.57m、1mの津波到達時間は68分と想定されている。また、種子島東方沖地震は、最大震度6弱、避難者数850人、建物被害全壊550棟、半壊1,900棟と想定されている。

火山については、桜島が大正大噴火と同規模の大噴火を起こした場合、当市においては震度5強の地震と沿岸部での2mの津波が発生する恐れがあるほか、市内全域において降灰堆積厚が約30～50cmになることが想定されている。少しの雨でも土石流や洪水が発生しやすくなり、木造家屋も重量に耐えられず倒壊する恐れがあるほか、視界不良・スリップ等による交通障害、農作物被害の恐れもある。

また開聞岳については874年に噴火があり、多くの火山灰層や土石流発生跡が確認されている。このことから、市内のほぼ全域に開聞岳の降灰等による被害が想定されており、噴火直後においては、比較的少ない降水量でも土石流、洪水が発生しやすくなることも考慮する必要がある。

(JSHIS 地震ハザードカルテ)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度5弱以上の地震が今後30年間で81.9%以上の確率で発生すると予測され、低地での液状化現象が発生する危険性が高い。

(ウイルス感染症)

2002年のSARSコロナウイルス、2012年のMERSコロナウイルス、2019年から発生し世界中に感染拡大している新型コロナウイルスと様々なウイルス感染症が発生しまん延している。ワクチン接種による収束を目指しているが未だ現状は厳しい状態である。当市においても市民の生命及び健康と経済活動に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 1,272 企業 (令和3年12月31日現在)
- ・小規模事業者数 1,041 企業 (令和3年12月31日現在)

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
建設業	121	114	
製造業	61	55	
卸小売業	415	308	
飲食・宿泊業	211	156	観光業は指宿市の基幹産業であり知名度が高い。
サービス業	255	220	
その他	209	188	
計	1,272	1,041	

(3) これまでの取組

① 指宿市の取組

ア 地域防災計画の策定、ハザードマップの作成及び周知

防災ハザードマップを作成し、17,800 世帯に配布している。また、市のホームページにて防災計画書・ハザードマップを公開し、危険箇所等の周知を行っている。

イ 防災訓練の実施

市総合防災訓練のほか、自主防災組織による避難訓練を行っている。また、悪天候等における防災行政無線の連絡を補完するため、市において防災ラジオの設置普及の斡旋を行っている。

ウ 防災備品の備蓄

危機管理課を中心に人口の5%を目標に備蓄・調達を行っている。

② 当会議所の取組

ア 事業者BCPに関する国の施策の周知。

イ 鹿児島県火災共済協同組合、東京海上日動火災保険株式会社と連携した損害保険への加入推進。

ウ 指宿市の協力を得て、「指宿市感染防止対策済み店認証事業」を実施。専門家によるガイドラインに沿って事業所が実施した新型コロナウイルス感染症対策を第三者が認証。感染症対策と経済活動の両立を図っている。

2 課題

- (1) 当会議所の現状では、緊急時の取組について漠然的な記載しかなく、指宿市との協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて平時、緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。
- (2) 保険、共済制度に対する助言を行える経営指導員、支援員等が不足している。

- (3) 役職員や小規模事業者等が地域の災害リスク、感染症リスク情報を十分に持ち合わせていない。

3 目標

- (1) 地区内の小規模事業者に対しリスクを認識させ、事前対策の必要性について周知する。
- (2) 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会議所と指宿市との間に被害情報の報告ルートを構築する。
- (3) 発災後速やかな復興支援が行えるよう、また、感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

4 その他

- (1) 上記の内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

- (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年10月1日～令和9年9月30日）
- (2) 事業継続力強化支援事業の内容
 - ・当会議所と指宿市の役割分担、体制を整理し連携して以下の事業を実施する。

1 事前の対策

「指宿市地域防災計画」や「指宿市感染防止対策済み店認証事業」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

(1) 小規模事業者に対する災害リスク、感染症リスクの周知

【災害リスク対応】

- ① 会報や市報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を実施する。
- ② 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、計画策定の支援、損害保険の紹介等を実施する。
- ③ 巡回経営指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害、感染症リスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災保証等の損害保険・共済加入等）について説明を行う。
- ④ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等の指導及び助言を行う。

(2) 指宿商工会議所の事業継続計画の作成

- ① 令和4年2月に事業継続計画を作成

(3) 関係団体との連携

- ① 鹿児島県火災共済協同組合や東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ② 感染症に関しては各種保険（感染症特約休業補償等）の紹介を行う。
- ③ 指宿市や各種団体と連携して事業者BCP策定の周知、策定支援を行う。

【感染リスク対応】

- ① 新型コロナウイルス感染症に関して、「指宿市感染防止対策済み店認証事業」や「鹿児島県飲食店第三者認証制度」を周知し感染防止対策支援を行う。
- ② コロナウイルス感染対策としてマスクや消毒液の備蓄、換気設備の導入、ITやテレワーク環境を整備しやすくするための各種助成金等の情報提供を行う。
- ③ 新型コロナウイルス感染症について、感染状況や変異株等の常に新しい情報を入手し冷静な対応を行えるよう努める。

(災害等リスクの周知目標件数)

項目	令和4年度 (10月～3月)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (4月～9月)
専門家派遣	1件	2件	2件	2件	2件
セミナー開催	1回	1回	1回	1回	1回
事業者BCP策定	2件	3件	3件	5件	4件

(4) フォローアップ及び事業の評価

- ① 小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認
- ② 毎年度、指宿市と協議し本計画に記載した事業の実施状況及び評価・検証を年 1 回 10 月に行う。協議結果は常議員会へ報告し事業実施方針等に反映させると共に、HP への掲載やチラシによる周知をし、地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

(事業者 BCP の取組目標件数)

項目	令和 4 年度 (10 月～3 月)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度 (4 月～9 月)
事業者 BCP フォローアップ	3 件	5 件	7 件	7 件	8 件

(5) 本計画に係る訓練の実施

- ① 自然災害（震度 5 弱の地震）が発生したと仮定し、指宿市との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

2 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記手順にて地区内の災害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1) 応急対策の実施確認

- ① 発災後 2 時間以内に当会議所職員の安否確認を行う。
(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会議所と指宿市で共有する。)
- ② 国内で感染症が発生した場合は、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ③ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当会議所による感染症対策を行う。

(2) 応急対策の方針決定

- ① 当会議所と指宿市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。
- ② 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決定する。
- ③ 大まかな被害状況を確認し、24 時間以内に情報共有する。
被害情報の報告の基準は以下のとおりである。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

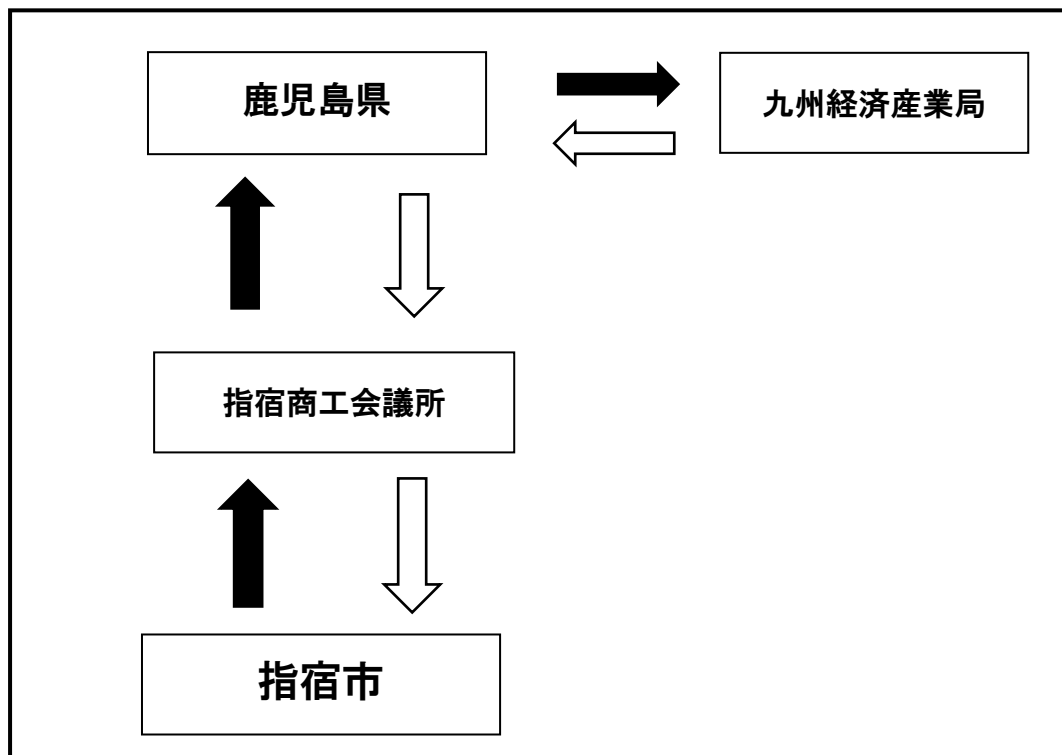
連絡が取れない区域については、最悪の事態を想定して、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により当会議所と指宿市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に4回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1カ月	1日に1回共有する
1カ月以降～	2日に1回共有する

3 発災時における指示命令系統・連絡体制

- (1) 自然災害発生時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行う事ができる仕組みを構築する。
- (2) 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決定する。
- (3) 当会議所と指宿市は被害状況の確認方法や、後日、保険会社等が被害額（建物、設備、商品等）を算定する際、残しておくべき状況証拠等についてあらかじめ確認をしておく。（写真、現物等）
- (4) 当会議所は被害状況の報告を鹿児島県が指定する様式に記載し、鹿児島県商工政策課へ報告する。
- (5) 当会議所と指宿市が共有した情報を、鹿児島県が指定する方法（下図）にて鹿児島県へ報告する。
- (6) 感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会議所と指宿市が共有した情報を県が指定する方法にて当会議所又は指宿市より県へ報告する。



4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- (1) 当該「応急対策時」における期間とは、地区外等からあらゆる支援要員や物資が到着するまでの期間と規定する。様々な項目ごとに早い遅いの差は大きいと思われるが、おおむね1ヶ月から3ヶ月と想定する。
- (2) 相談窓口の開設方法について、当会議所と指宿市にて協議を行う。当会議所は国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- (3) 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- (4) 地区内小規模事業者の被害状況を詳細に確認する。
- (5) 応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- (6) 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

5 地区内小規模事業者に対する復興支援

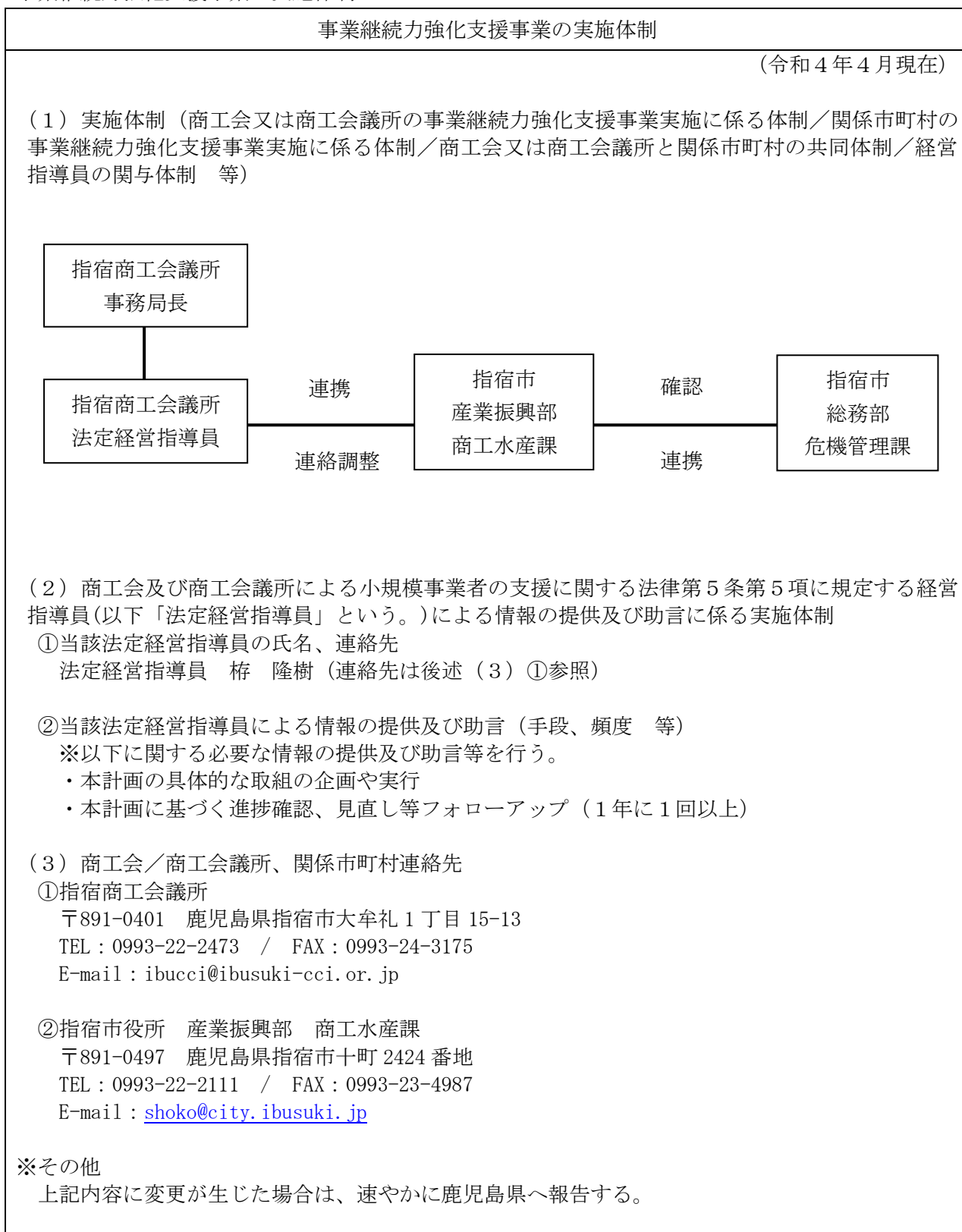
- (1) 当該「復興支援」における実施期間についても、上記応急対策時と同様、様々な項目ごとに早い遅いの差はあると思われるが、おおむね1ヶ月から2年を想定している。
- (2) 鹿児島県等の方針に従って、復旧、復興支援の方針を決定し、被災小規模事業者に対して支援を行う。
- (3) 被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域から応援派遣等を鹿児島県に相談する。
- (4) 連携先から保険加入者リストの提供を受け、被害状況と照らし合わせ、速やかに保険金請求の手続きについて支援を行う。

6 その他

- (1) 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度 (10月～3月)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (4月～9月)
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣	60	60	60	60	60
・ 協議会運営費	10	10	10	10	10
・ セミナー開催費	30	30	30	30	30
・ チラシ作成費	60	60	60	60	60
・ 防災費	40	40	40	40	40

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入等。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
①東京海上日動火災保険株式会社 鹿児島支店 鹿児島中央支社 代表者：支社長 大久保 隆 〒892-8567 鹿児島県鹿児島市加治屋町 12-5 鹿児島東京海上日動ビル 5 階 TEL：099-225-2344 / FAX：099-5948-8893 ②鹿児島県火災共済協同組合 代表者：理事長 小正 芳史 〒892-0821 鹿児島県鹿児島市名山町 9-1 鹿児島県産業会館 5 階 TEL：099-225-4218 / FAX：099-227-3595
連携して実施する事業の内容
①事前の対策 ・巡回経営指導時や窓口にて自然災害による事業継続への影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、自然災害や火災に備えた損害保険・共済加入等）について説明する。 ・被災に備え、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対して事業継続普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。 ②地区内の小規模事業者に対する復興支援 ・保険加入者リストの提供により、被害状況を把握して保険金請求に該当するか速やかに照合し該当者の保険金請求手続きを支援する。
連携して事業を実施する者の役割
①休業補償、水害補償等の損害保険・共済の情報提供 ②事業継続の取組、BCP作成に関する専門家の紹介 ③災害時の顧客リストの情報提供及び保険金請求の手続き
連携体制図等
<pre> graph TD A[指宿商工会議所] <--> 連携 情報提供 B[東京海上日動火災保険 (株) 鹿児島県火災共済協同組合] A -- 相談 --> C[事業者] C -- 支援 --> A C -- 保険加入・請求 --> B B -- 保険加入・支払い --> C </pre>